

令和3年第2回定例会
総務厚生常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和3年第2回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和3年6月4日
招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	金子 恵	副委員 長	松林 敏
委員	安部 都	委員	内村 博法
委員	安藤 克彦	委員	岩永 政則
委員	堤 理志	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課 長	青田 浩二	係 長	江口 美和子
-------	-------	-----	--------

説明のため出席した者

総務部長 日名子 達也
(総務課)

課 長	村田 ゆかり	係 長	関口 直人
主 任	市川 雄也		

(契約管財課)

課 長	和田 弘	課長補佐	永野 英明
係 長	前川 哲郎		

企画財政部長 森川 寛子
(政策企画課)

課 長	荒木 隆	課長補佐	木戸 武志
係 長	尾田 光洋		

(財政課)

課 長 木須 紀彦

住民福祉部長 栗山 浩二
(こども政策課)

課 長	宮司 裕子	係 長	山口 陽子

(住民環境課)

課 長	中尾 盛雄	係 長	島 美紀
-----	-------	-----	------

健康保険部長 志 田 純 子
(健康保険課)

課 長 藤 崎 隆 行 課 長 補 佐 木 澤 奈 津 代
(介護保険課)

課 長 細 田 愛 二 参 事 中 村 幸 子
主任保健師 濱 崎 美 雪 主 査 酒 井 理 彰

(農業委員会)

局 長 福 本 美 也 子 係 長 森 雅 之

本日の委員会に付した案件

- 議案第34号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第35号 長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第37号 令和3年度長与町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第38号 令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）

開 会 9時34分

閉 会 11時56分

○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。

令和3年第2回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第34号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

皆様おはようございます。よろしくお願いたします。それでは議案第34号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。本議案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬につきまして、農業委員会及び農地利用最適化推進委員の報酬加算額に関する規定を設けるものでございます。改正の内容といたしまして、別表の農業委員会の部に規定する長与町農業委員会会長及び委員並びに長与町農地利用最適化推進委員に係る報酬額につきまして、活動及び成果に応じた額を加算して支給する旨を規定しております。なお附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものとし、改正後の規定は令和3年4月1日から適用するものとしております。詳細につきましては、所管の農業委員会事務局長より説明を申し上げます。

○委員長（金子恵委員）

福本農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（福本美也子君）

皆様おはようございます。それでは、加算支給を行うに当たりまして制度の内容について、私の方から説明を申し上げたいと思います。今回の改正は、国が創設しております農地利用最適化交付金の制度を活用して、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬を上乗せ支給できるようにするための条例改正でございます。農地利用最適化交付金とは、平成28年施行の農業委員会法の改正によりまして、農地利用の最適化の推進に関する事務が農業委員会の必須事務に位置付けられたことを踏まえ、積極的な活動を推進することを目的として創設をされたものでございます。この制度は平成28年度から開始をされております。この交付金は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の上乗せ報酬の財源として交付されるものでございまして、内容といたしましては、農業委員や推進委員が日々の活動の中で農地利用の最適化に資する活動を行った場合に、その活動や成果に対し交付金が交付され、その交付金を財源として各委員の報酬にそれぞれの実績に応じた加算を行い支給するというものでございます。県内の状況を申し上げますと、21市町のうち19市町におきまして条例整備がなされておきまして、交付金を活用した報酬の上乗せ支給が行われております。また、国におきましては平成28年度の農業委員会法の改正から5年が経過した検証が行われておきまして、その中で農地利用の最

適化に係る取り組みの重点化が改めて示されております。それに伴い、農業委員、推進委員のより地域に根差した活動の強化も求められておりました。今後、委員の農地利用の最適化に係る活動がさらに重要となると考えております。そういった背景も含めまして、農業委員や推進委員が日常行っていた日々の活動に対して、国の交付金を活用し報酬を加算支給することで、委員のより積極的な取り組みを推進したいと考えております。そのような地域における一つ一つの地道な活動を頑張っていたことが、町全体の農地利用の推進に繋がると考えておりました。この度条例の改正の提案をさせていただきます。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（金子恵委員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

農地利用の活性化とか、活発化っていうことについて、ほかの自治体ではもうこの制度を既に取り入れてやっているということですが、例えば実際に、もう既にやられている所で具体的にどういう活動の活性化、どういう活性化がこれによって具体的に達成がされているのか、具体的な事例をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○委員長（金子恵委員）

福本農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（福本美也子君）

農地利用の最適化に関する活動と申しますのが、各委員が各地域におきまして、それぞれ活動していただくような活動が主になるかと思っております。具体的に申しますと、各自、地域の農地を見て回っていただいて、例えば、少し荒れている農地があるとか、そういったときに、所有者の方にこの農地について、例えば「どなたかに貸して耕作をやらないか」とか、あとは逆に「こういった荒れている農地があるけれども、担い手の方にこの農地を借り受けて耕作をしないか」とか、そういった声掛けですね。そういった意向を確認したり、声掛けを行ったりとか、そういったところが主な活動になるかなと思っております。長与町でもそういった活動というのも行われておりました。実際に遊休農地になっていた農地を委員が仲介することによって担い手に繋いでいただいたというケースもございます。具体的にはそういった事例が考えられると思っております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今のは一般的な推進委員の活動だと思うんですが、元々そういうのが仕事なんですよね。ですから私がお聞きしたいのは、ほかの自治体で今言われたようなこの加算制度、活動や成果に応じて加算するというものを既に取り組んだ所で、例えば、この制度を取り入れたことによって、これだけ活動量が増えて耕作放棄地の解消に繋がったとかいう、

そういうものがないのか、そういうデータというのは無いものかですね。

○委員長（金子恵委員）

福本農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（福本美也子君）

まず、この交付金と言いますのが、平成28年の農業委員会法の改正によって、農地利用の最適化推進の事務が農業委員会の必須事務に位置付けられたことに伴い創設された交付金でございまして、農地利用最適化の推進に係る活動に対して報酬を支払うというところが元々の趣旨でございまして、その活動に応じて加算をするというのがこの交付金の趣旨でございます。実際に活動されている事例がないかというところで、具体的な数字は押さえてないんですけれども、この交付金の活用を活発にされてらっしゃる自治体については、例えば農地集積などは、年間の目標を約200%近く達成したりとか、そういった報告と言いますか、内容はございます。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

農地利用最適化交付金の活動実績の自動計算できる集計シートを、各委員会の委員に報酬等の根拠の活動時間の記録を集計させて、各自の申告に基づいて事務局に出すわけですね。そして、農業委員会会長が指定をして、農業委員会事務局に提出して、それで支払われるということだと思いますが、例えば自己申告したときに、第7条で虚偽の記載があった場合、農業委員に対して加算額の一部または全部を返還させることができるという項目が設けられておりますが、誰が、どのように、自己申告したことに対する虚偽の発生を防止するため、何かそういったことはあるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

福本農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（福本美也子君）

今、安部委員がおっしゃるように、農業委員会の最適化推進の活動と申しますのが、地域での個々の活動によるものでございますので、各委員の報告を基に時間の積み上げを行うということになっております。それにつきましては、国から配布されております活動記録セットというのがございまして、その中に活動を記録するところがございます。そこに間違いなく活動を記録して、それを定期的に農業委員会の方に出していただくという流れにさせていただこうというふうに考えておまして、7条で加算額の返還というところを書かせてはいただいておりますが、大前提といたしまして農業委員それぞれ地域の活動を行っていただいた分を記載していただくというふうに考えておりますので、何かもしあった場合の想定としてこの7条は制定させていただいております。その活動記録セットの中には活動時間だけではなくて、どういった活動内容を行いましたという活動内容も記載をしていただくようになっておりますので、そういったところを含めて、

正確性というのは判断できるのかなというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

基本的なことなんですけども、現在の条例にあります農地利用最適化推進委員25万2,000円にこういう字句を追加するという今回の改正なんですけども、最適化推進委員の役割というのは、農業委員会法の17条に委嘱関係と業務関係が謳われておるんですね。推進委員は農地等の利用の最適化の推進のための活動を行うということで、これは地区を定めなさいというのが第2項にあるわけですね。したがって、先程の説明があったように地区ごとに推進委員を設定して、そして最適化のための活動を行うという本来の業務。それに対して25万2,000円、改正をしてこれを挿入してきた経過があるわけですね。まず1点聞きたいんですが、先程の説明では荒れている農地を回って、見て、その所有者に紹介したり、誰かに貸さないかとか、そういうものは本来の農業委員会の業務であるわけですね。そして推進員の本来の業務であると。それに対して25万2,000円を支給しようという現在の規定ですのでね。敢えて、なぜ加算金を加算してあげないといかんのかという、その理由はどこにあるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

福本農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（福本美也子君）

まず、令和2年4月に報酬の改正を行わせていただいております。このときの改正といたしましては、当初、日額7,000円というところで始まった制度でございますけれども、実際に活動をしていただく中で、業務としては農業委員と同等の業務をやっていただくと。また、地域においても農業委員と同じようなリーダー的な役割を担っていただいて、あとそういった責任も担っていただくと、そういったところがございました。そういったところが課題となりまして、農業委員と同等の年額支給というところで改正を行わせていただいたという経緯がございます。先程おっしゃられた、そもそも農業委員会の業務として定められているじゃないかという御指摘でございます。そこについて言えば、この交付金というのがその活動に対して頑張った分、それについて加算を認めますよというところで国の制度として確立をされている制度でございます。ですので、農地利用の最適化の推進に係る業務以外にも、今日、資料お配りさせていただいておりますが、例えば法令業務であったり、その他の活動で周知活動とか、そういったところもございまして、そういった活動も含めて全体として年額報酬をさせていただいていると。その中で、さらにこの農地利用の最適化の推進に関する業務につきましては、国が制度として定めている加算という制度がございますので、その活動について、頑張った分については加算をさせていただくというふうな考え方でおります。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

加算という制度があるから、それをしたんだということなんですけども、先程から言いますようにそうであれば、25万2,000円が安ければ、元々の数字を改正すれば事足りるんじゃないかと。制度があるからと言うから、それ以上は言えないと思うんですけども、今ここに記載されているような字句から解釈しますと、ある日に出てそういう調査をした。ある日に出て調査をして紹介した。ということは日当的なものであって、報償的なもので措置すべきじゃないかということが本来だろうと。したがって25万2,000円がもっともっと仕事があるので安いんだということであれば、それ相当な論理をピシッと理由付けして改正すればいいんじゃないのと。農業委員にしても同じような字句を挿入されておりますけども、これも大体議長の10分の1、1か月分ということが各執行機関の委員、委員長の額をずっと何十年も踏襲してきたわけなんです。しかしそれはそれとして、農業委員の会長も、あるいは農業委員も業務に対して安いんだという判断が立てば、それを改正すればいいわけですね。その辺りはどうなんですかね。

○委員長（金子恵委員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

確かに報酬額が安いのであればという御意見ですけれども、やはり報酬条例っていうのが全体的な、全庁的なところで定めてあるということがございます。ほかにも農業委員会のように独立して報酬を年額で払っているところもございます。そういったところのバランスもあって、ここが頑張っているから高くっていうところが非常に算定根拠として難しいところがあるのではないかなというふうに思っております。農業委員につきましては、平成28年にいろんな法律の改正がありまして非常に業務の負担が増えていると。通常の定例会に出席をしているような法的なものの判断をされるという場面だけではなくて、日々の生活の部分において遊休農地の活用を図る部分であったりとか、農家がいかに農業の所得を上げるようにしていくとか、そういった日々の活動の中でもかなりの重責を担われてきているというところで、こういった全国的な流れで、国が各市町の報酬条例というところは触りにくいっていうところで、加算をするために国の方が後押しをしてくれて、この交付金制度というのができてまいりました。実際、長与町も28年度から、当然、国の条例に基づきまして最適化推進委員を置かせていただいて、もちろん皆さん活動されていらっしゃるんですけども、やはり頑張れば頑張るほど、その分報酬を上乗せした方が、業務に見合う適切な報酬を払うのが適正ではないかっていうところの一定の指針が出されております。国の方からも是非この交付金を活用してくださいということで通知等も来ております。私たちも実際、何とか農業を活性化したいという思いもありまして、通常の報酬にプラスして、頑張って活動された方には活動

に見合った分の報酬を払いたいという思いもありまして、今回、上程をさせていただいているという経緯がございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

改正案の字句の挿入の、「活動」から「加算した額」この表現はどこから持ってこられたんですかね。

○委員長（金子恵委員）

市川主任。

○主任（市川雄也君）

「活動」から「加算した額」までの字句の挿入の表現ですが、こちらは農地利用最適化交付金に定めております加算額の算定が、活動実績による交付金、それから成果実績による交付金、その2本柱によって合算された額が国の農地利用最適化交付金として算定されるものになりますので、「活動及び成果に応じて」という表現につきましては、国の交付金の活動成果、その算定根拠となる実績の表現を使わせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

ちょっと手元にあるんですけども、長崎市の現在の条例がちょうど同じような表現をしているんですね。同じ表現なんですよ。で他の所は、ちょっと違った表現をしたり、金額をきちっと入れて改正をされておられる所もある。これでいけば金額が幾らなのか全く分からないと。時々によって町長の判断で気分によって出せるという、言い方は悪いかもしれませんが、そのとき、そのときで1,000円出しとけとかね、あるいは3,000円出しとけと、いうようなこともあり得るわけなんですよ。だから、他の市町村の中では金額を明示して、何については3,000円なら3,000円と、何々については1,500円とかですね、そういう表現もしてあるんですけどね。非常に弾力性があり過ぎる面がこの表現ではあるんじゃないか、条例ですからね。誰が見ても幾らなんだということが分かるようなものにしておくべきじゃないのかなと。私も経験上、そういうふうに思っておるんですけどもね。だから、国からの指示とか、県の指示とか、ちょうど言いますように長崎市が同じ表現なんですよ。だから、ある所を持ってきて、長崎市がしているから長崎市のようにしてもいいんじゃないという表現でされたのかなという感じもしたんですけどね。非常に分かりにくいと。だから、もっと分かりやすく表現を変えるべきじゃないかというふうに思うんですけども、その点どうでしょう。

○委員長（金子恵委員）

福本農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（福本美也子君）

この交付金の制度の内容と言いますのが、国の方で交付金を支給する額の算定というのがございます。それで上限額というのが定められておりまして、国の交付金の要綱に沿って交付金額がまずは決まるということです。その次に、今度はその支給された交付金をどのように各委員に配分をするかというところにつきましては、これは各自治体に委ねられていると。各自治体で定めていいですよというふうになっている交付金でございます。なので、各自治体、それぞれ表現がいろいろと違うというところも御指摘のとおりでなんですけれども、それぞれ内容が異なるので統一した表現ができてないというところもあるかと思えます。具体的な表現を定めるべきではないかという御指摘かと思えますけれども、この交付金がいろいろと場合分けと言いますか、上乘せ支給は、それぞれの委員の活動した実績によって支給額を按分するというやり方になっておりまして、一律の額を加算するというわけではございません。ですので、活動によっても国から交付される支給の単価が違ったりとか、そういったところがありまして、なかなか具体的な数字を表現として入れることが検討する際にとっても難しくございました。ですので、御指摘のところあるかと思えますが、表現としてこのような表現にさせていただきます、支給の内容につきましては規則の方で、活動時間に応じて支給をしますと、成果については集積された実績の面積等によって支給をしますと、そういうふうな形で、規則の方で今回は定めさせていただいたというところがございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

大分質疑があつて理解が深まってきてはいるんですが、私も同じところ、岩永委員もおっしゃった加算額について、今日資料で提出していただいた規則を見ると加算額の算定方法が5条で書いているんですが、はっきり言って全く分からない。国要綱第3-1に掲げるとか書かれているので、私たちはちょっとまだ、今もらった段階では理解できません。もう少し（1）（2）かみ砕いて説明をいただけないでしょうか。それと、近隣市町村で設置してあるということで、諫早市を見てもう、この業務に幾ら、この業務に幾らと単価が示してあるわけですね。今回そういった形ではないと。こういった5条で示されている。ちょっとすいません、分かりにくいのでお願いします。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会に戻します。

福本農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（福本美也子君）

支給の方法が分かりにくいということで御指摘をいただいております。それでは規則の第5条、加算額の算定方法というところを御覧いただきたいと思います。まず、この加算額の算定といたしましては(1)の活動実績に応じた報酬加算額と(2)の成果実績に応じた報酬加算額、この2つがございます。で、まずは(1)の活動実績に応じた交付金につきまして、対象となる活動というのが国要綱第3-1に掲げる活動ということで、内容といたしましては、まずは大きく3つ分かれてございまして、まず1つ目が、実質化された「人・農地プラン」に係る活動、これが1つ。それから次が、担い手への農地集積、集約化の推進活動。そして3つ目が、遊休農地の発生防止、解消活動。これが国要綱第3-1に掲げる活動として定められている活動でございます。これに係る活動をした場合に、活動実績の報酬加算額というのが支給をされるわけでございますけれども、国からの交付金は、まずは活動の日数によって支給がなされます。活動日数ですので、例えば1時間された委員も、例えば8時間活動された委員も同じ単価で交付金が交付されると。交付された額を、今度は活動に対する上乘せの支給になりますので、実際の日数ではなくて、実際の活動時間、実際に何時間活動をしたか、その活動時間によって再度、各委員の配分というのを振り分けさせていただくというふうな考え方でおりまして、それを文章の方で「支給対象の活動を行った時間数により按分した額」というような表現をさせていただいております。そして、今度は(2)の成果実績に応じた報酬加算額につきましては成果実績を計る数値としまして2つ挙げられておりまして、これが国要綱第3-2に掲げる成果になりますけれども、この1つ目が、担い手への農地の集積、集約化の面積。それから、もう1つが、遊休農地の発生防止、解消の面積。これは農業委員が関わって解消された面積を、この成果実績の交付の対象というふうにさせていただいて、これも実際に各委員が活動した結果、これだけの面積が解消したと、集積ができた。その面積を把握して、今度はその面積の実績によって支給された交付金について、面積によって各委員の実績ごとに委員に按分をするというふうな考え方で、文章で表現をさせていただいております。交付金の内容としまして、委員ごとの面積だけでは測れない農業委員会全体としての成果が何%かとか、そういった支給部分というのもございまして、それは、なかなか個人それぞれに分けることが難しいので、それについては全農業委員の均等割をもって算出をさせていただいて支給をするというところで、文章の方でそういった内容についてを書かせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

理解するところです。ということは、諫早のような、いわゆる1日単価とかですかね、何かそういった形の8,000円と1,500円とか、何かそういった単価があったんですけども、そういった形ではなく、いわゆる実績に応じた額を支給するという理解をしたいと思います。今回、補正予算で上がっている金額、これが今年度分のいわゆる上

乗せ分、全ての予算というふうに見ていいのでしょうか。あるいは、活動が増えれば増えるほど、集約が進めば進むほど、予算不足に陥る可能性っていうのがあるのかどうか、ちょっとはっきりはよく分かりませんが、そのところをちょっとお伺いします。

○委員長（金子恵委員）

福本農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（福本美也子君）

今回、補正予算で計上させていただいている金額168万円を、歳入と歳出同額で計上させていただいておりますが、これにつきましては、活動実績の単価が7,000円という活動が一番高いんですけれども、この一番高い単価で全委員が毎月活動していただいたときの、例えば上限額で計上させていただいております。まずはその活動を行っていただいて、その先に成果の実績が繋がっていくという流れになりますので、今回につきましては、まずは活動実績の上限額を上げさせていただいております。先程も申し上げましたように、各委員の活動に応じて支給額が決定されるものになりますので、それぞれの額、流動的な額になるかと思えます。ですので、予算につきましては、この額の支出が確定してるというわけではございません。ほかの自治体を見ると、予算よりも執行額の方が大幅に減っているような状況であるようでございます。成果実績につきまして今回計上させていただいておりますが、もし必要になる場合は補正予算等で対応させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

今、予算の分に入っておりますので、もうちょっと議案の内容的なものまで。
安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

農業委員の仕事量、「頑張れば頑張った人」とかいう表現がさっきあったんですけれども、活動に見合わない、農業委員も最適化推進委員も同様だと思いますけど、その仕事量に差がある、あるいは受け持ちに差があるのか、やりたくても仕事ができないから仕事量に差があるのかとか、そういったところの背景をちょっと説明いただけないでしょうか。それと、もう1件最後に、今回税金ですよね、予算は。はっきり言って、仕事内容が町民にとっては全く見えないんじゃないかなと。農業をされている方には分かるかもしれないけども、一般町民にとっては、果たして「農業委員は何しているのかな」、今回もし仮に条例を通したとしたら、「何で報酬を上げるんだろう」と、「何しているんだろうか」って。一般町民に対する広報活動ですよね、そういったのを現在行っているのかどうか。広報紙に載せたり、あるいは何かあっているのかどうかっていうところ。あと今後についても、この2点お尋ねします。

○委員長（金子恵委員）

福本農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（福本美也子君）

仕事量に差がある理由は何かというところがございますけれども、各地区、大まかに分かれております。各郷で分かれておりますけれども、やはり農地が多い所、それから農地が少ない所、そういった農地面積自体に少し地区によって差があるというところは事実でございます、言えば農地が多い所につきましては、利用の集積ですとかそういったところ、あとは遊休農地とかも、面積が多い分多くなったりとかいうところもございますので、そういった各地区の農地の面積によって若干差が出てくるのではないかと、いうふうに想定をしております。それから広報活動についてですけれども、報酬の額をこれまで広報の方で紹介とかいうところは実績としては無いかと思っております。農業委員の報酬についての広報というのは、これまでは無いというふうに思っておりますけれども、農業委員会に係る活動としての広報活動といたしましては、毎年、年に1回農地利用状況調査を行っております、それにつきましては実施をいたしますというところで広報につきましてはさせていただいてるところです。あとは農業者年金の紹介ですとか、そういうところは御紹介させていただいております。以上でございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私は3年間農業委員をやらせていただきました。で、その経験から言いますと非常にやるべき仕事が多いんですよ。皆さんには目に見えない仕事とかありまして、そして現地調査もあるわけですね。現地調査は1年に1回なんですけど極めて危ないんですよ。私は素人だったもんですから、そんなにたくさん人数がいるわけじゃないし、一人で全部見るわけですよ。そうするともう常日頃、蛇がいないのか、イノシシに襲われないのか、常に気をつけて農地の調査に当たったわけですね。この調査自体も非常にそういうことでリスクなところが多くて、私自身はそれを3年間やりました。しかも農地はものすごく危険な所もあるわけですよ。例えば山林化した所なんかはもう道なき道を歩かないかんということ、私も実体験からしてるわけですね。もちろん全てがそうではありませんけども、そういうのを経験させていただきました。非常にリスクと言ったらリスクなんですよ。それに加えて、農業委員というのは担い手の農地利用の集積、集約、それから遊休農地の発生防止、新規参入の促進を図っていかないといけないとか、あるいは農業される人の事故の防止、トラクターで事故を起こしたりするケースがあるわけですね。そういうところを啓蒙活動したり、それから法令の適用を、全ての農業委員が法令に詳しいわけじゃありませんけども、そこは事務局の知恵を借りながらやっていく。それから紛争防止ですね。農家同士の紛争防止もあるわけですよ。そういったものもろのの仕事が多くてですね。当時は私もそう思っておりました。今はどうか分かりませんよ、現状はね。ただ先程、遊休農地の発生防止、解消、これすごく難しいんですよ。それから、いわゆる遊休農地を新しい農地にする、これもものすごく難しいんですよ。

有者と一緒になってやらないといかんから、そういう難しさがものすごくあって、私は加算そのものは賛成です。そういうことで、事情はそういうことなんですよ。それで、前はこういう遊休農地がかなりあったんですけども、今はどうなんですかね。

○委員長（金子恵委員）

福本農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（福本美也子君）

遊休農地の状況でございますけれども、毎年、年に1回、先程申し上げた農地利用状況調査というのをしております。その際に遊休農地の面積を把握しておりますけれども、平成27年の調査から資料を作っております、27年の調査につきましては遊休農地の面積が83ヘクタール、遊休農地率といたしましては13.68%でございました。令和元年の調査につきましては98ヘクタール、率といたしまして16.5%、少し増加しているような状況でございます。ですので、こういった農地の解消の活動というのは重要になってくるかなというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そうするとやはり担い手の農地利用の集積、集約化というのは非常に重要になってくるわけですね、業務としてですね。やっぱりこういうことを地道に進めて、そして改善していかないといけないと、こういうことになるんですかね。

○委員長（金子恵委員）

福本農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（福本美也子君）

はい、内村委員のおっしゃるとおり、そういった個々の地道な1つ1つの活動が、そういった農地の利用の推進というところに繋がっていくと考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論、採決に関しましては、全ての本日の議案の審議が終わったあとに行いますので、執行部の方は退席願います。

場内の時計で10時35分まで休憩します。

（休憩 10時25分～10時35分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会に戻します。

引き続き、議案第35号長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

皆様おはようございます。それでは議案第35号長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。本議案は先般の国会で可決されましたデジタル社会の形成基本法及び関係法律の施行に伴い、各地方自治体の条例として制定しておりました個人番号カードの発行手数料、こちらが令和3年9月1日の法施行以降、国の事務として地方公共団体情報システム機構、通称J-LISと呼んでおりますが、こちらの方で行われることになるものが、この法律により明確化されることになります。このことにより所要の改正を行うものであります。変更点といたしましては、長与町手数料徴収条例の別表中47番目の項、個人番号カード再交付手数料1件800円を削除し、後続の項を繰り上げるものでございます。附則では、施行日を令和3年9月1日からとしております。なおこの条例上では削除することとなりますが、国の法律によりマイナンバーカード再発行手数料が800円となるため、住民負担としての変更はありません。今回の案件は、国が手数料を定めたことにより町条例が不必要となったものであります。以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件についての討論採決は、全ての委員会の審査が終わったあとにいたしますので、所管の方は御退席願います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

本会議で付託を受けました議案第37号長与町一般会計補正予算に関し、本委員会に分割して付託されました部分の審査をしたいと思います。本件について、提案理由の説明を求めます。財政課、政策企画課の順で説明をお願いしたいと思います。

木須財政課長。

○財政課長（木須紀彦君）

よろしく願いいたします。今回の補正のうち、財政課所管分について御説明いたします。説明書の6ページ、7ページをご覧ください。歳入の18款2項1目1節財政調整基金繰入金でございますが、財源調整として3,461万4,000円を計上いたしました。以上が、財政課所管分でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

続きまして政策企画課分について御説明を申し上げます。6、7ページをお開きくだ

さい。14款2項1目地方創生推進交付金132万3,000円の増額でございます。本年度の交付金決定額に合わせて補正するものでございまして、充当する事業はいずれも当初予算で計上しておりますクラウドソーシングセミナーの開催、移住に関するホームページの更新、移住サポートセンター負担金、チャレンジショップの開催、そして大村線沿線観光活性化事業負担金に係るもので、それぞれ財源組み替えとなっております。以上が政策企画課分の説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。
内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程、クラウドソーシングセミナーという御答弁があったんですけども、この内容はどのような内容なんですかね。そこをちょっと説明していただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

クラウドソーシングセミナーにつきましては、コロナ禍におきまして、おうち時間であったり、収入の減少と言ったのが見られる中、御自宅でもクラウドソーシング、インターネットを使って業務を請け負って一定収入を得るというものでございまして、その取り掛かりに関するセミナーを開催するというものでございます。これにつきましては昨年度もコロナの臨時交付金を活用して開催をしております、応募者が多数で抽選であったと、アンケートの結果も好評であったということも踏まえて、今年度、実施を継続して行うというものでございます。以上です。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

昨年も大勢の人が参加されたということで、これ何名か分かりますかね。それともう1つチャレンジショップがありますよね。これはどのような形態で行われたのか。この2つ、どのような形態で行うのかという内容を説明していただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

クラウドソーシングセミナーについては、昨年度、コロナ禍ということもあって密にならないように、昼夜それぞれ10名の定員で募集をかけました。それに対して合計42名の応募がございまして、抽選によって20名の受講ということでございました。次がチャレンジショップですけども、チャレンジショップが産業振興課の所管になっておりまして詳細を把握しておりません。申し訳ございません。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

皆様、退席をお願いします。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

契約管財課の部分につきまして提案理由の説明を求めます。

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

皆様おはようございます。それでは、議案第37号令和3年度長与町一般会計補正予算（第1号）、契約管財課所管分について御説明いたします。それでは、一般会計補正予算に関する説明書の12、13ページをお開きください。歳出でございます。2款1項5目財産管理費14節工事請負費、庁舎施設整備改良工事費149万8,000円の増額を計上しております。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策として、本庁舎全部のトイレの手洗い蛇口の自動水栓化に伴う工事費でございます。次に2款1項9目電子計算費12節委託料、電算システム運用開発委託料74万8,000円の増額を計上しております。これにつきましては、池山土地区画整理事業が令和3年8月頃に事業完了する見込みのため、基幹システム、住民記録等のシステムにおける事業終了時の住所変更及び住所変更通知、並びに証明書の作成を行うための委託料でございます。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

庁舎施設整備改良工事費、トイレの蛇口の工事内容をお伺いしますけども、一般質問でも私ちょっと説明したんですけども、外付けも可能なんですよ。抜本的にやるんならそれでもいいし、どういう工事でされるのか、そこを教えていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

まず、庁舎のトイレの水栓の蛇口、全部で31基替えるようにいたします。それで、止水栓を止めて、その上に出てきている蛇口を外して、取り替え工事は終わるんですけども、全て自動水栓です。仕組みは中に単3アルカリ性の電池が2個入っておりまして、センサーが感知して水が出てくるような形の仕組みでございます。以上でございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

同じ工事費請負費のところ、ここで上がってきたのは蛇口ということなんですけども、男子トイレとか特になんですけれども、小便器を流す装置も同様にコロナ対策では必要じゃないかなと思うんですけれども、この辺りの検討状況があれば教えてください。

○委員長（金子恵委員）

永野課長補佐。

○課長補佐（永野英明君）

小便器、大便器、こちらの方も自動センサーのできる部分もあるので今回検討はしたんですけれども、最終的にそちらの蛇口の方で手を洗うということで、手洗いを徹底していただくことで、その前に接触してても比較的大丈夫かということで、今回の補正には計上させていただいておりません。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

コロナ対策というか、極力触れないという対策だろうと思うんですが、ちょっとまたネガティブなことを言うてしまうんですけれども、例えば手洗いのときに人感式で多分手を差し伸べれば水が出るということだと思うんです。そのあと、男子トイレ、女子トイレ、それぞれ出入口の開け閉めのときにまたちょっと触れてしまうわけですよ、多くの方がね。直接は関係ないのかもしれないけども、衛生管理という点ではまたそこでそういうウイルスとか菌に接する可能性もあるんですが、その辺りもあるじゃないかという内部での検討というか、そんな議論というのは無かったんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長補佐。

○課長補佐（永野英明君）

トイレのドアですね、そういったところの検討はしておりませんが、今年の5月に検温機能付きのオートディスペンサー、手指消毒を役場の出入口の方に計5台導入させていただいております。あとはボトル式のアルコール消毒液を各所に配置するなどして今、対策をしているんですけれども、そちらについても今後、最適な場所に設置できるように考えていきたいと思っております。以上です。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

庁舎の施設の整備改良工事ということでトイレのことになっておるようですが、ちょっとトイレと違いますけど、庁舎正面玄関の通路の車が通る所の正面真ん前が割れておるんですよ。玄関から入られないんじゃないですかね、課長は。裏口から入庁してるんじゃないですかね。正面から入りますと、その車が通る所がわあっと割れております。気付いてないですかね。それはいつするの。それはしないんですか。気付いておられれば早急にした方が良くないかなと、私の気付きでございますけどもね。

○委員長（金子恵委員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

御指摘ありがとうございます。先程のトイレの件、ドアの件、それとほかの公共施設、こちらの方もございます。全体を通しまして総合的に判断して、やってまいりたいというふうに考えてるところです。もう1点、今、御指摘をいただきました敷地内の舗装の件、これにつきましては現在、駐車枠、こちらの方の工事を今年度やらせていただいたところでございます。順次、この辺については転んだり、そういった事故がないように、今後に対応してまいりたいというふうに考えてるところでございます。以上でございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

所管の方はご退席ください。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会に戻します。

こども政策課所管の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

令和3年度長与町一般会計補正予算（第1号）のこども政策課所管につきまして御説明をさせていただきます。説明書の6、7ページをお開きください。14款2項2目2節の児童福祉費補助金がこども政策課所管です。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く）を見舞う観点から特別給付金を支給するものです。支給要件は、令和3年4月の児童手当受給者または特別児童扶養手当受給者で令和3年度分の住民税均等割が非課税であるもの、18歳の年度末までの子の養育者で令和3年度分住民税均等割が非課税であるもの、または令和3年1月以降の家計急変者で非課税相当と認められる者が養育する児童1人につき5万円を支給するものです。全額国庫負担となっています。その下の段は、給付金事業に係る事務費

の補助金となります。こちらも全額国庫負担となっております。歳入は以上です。

次に歳出です。12、13ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費がこども政策課所管です。1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までが歳入で説明いたしました低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く）の特別給付金に係る予算を計上しております。給付金につきましては820人分の予算を計上しております。22節償還金、利子及び割引料の過年度保育対策総合支援事業費県費補助金返還金は、認可外保育施設の衛生安全対策事業で、事業費の3分の2が県費となっております。その下の段の過年度保育対策総合支援事業費国費補助金返還金は、新型コロナウイルス感染症対策事業に係るもので全額国庫負担となっております。いずれも元年度補助金の実績に伴う返還金となります。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

歳出の13ページ、先程820人分ってということなんですけども、この中には生活保護世帯ってのは含まれるんですかね。そこをちょっと少し確認したいと思います

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

はい、含まれております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

低所得のひとり親世帯の児童扶養手当受給者、その方たちはこの受給に当たって申請不要だと思いますが、例えば、高収入のひとり親世帯など、直近で収入が減少した世帯、コロナ禍で突然で減少したと、そういった方たちと、それからあと、先程言いましたように高校生のみの養育世帯などで直近で収入が減少した世帯、そういった方たちは要申請なんですよね。そういった方たちは自分たちで申請をしなければならないということで、こういった形でその方たちが、例えばこの給付金を全く知らないという方たちもいらっしゃるとは限らないので、だから、こういった形でこれを、そうした方たちに申請お願いしますということのお願いをするのか、その辺りをお聞かせください。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

委員おっしゃる高校生までの子どもを養育する方につきましては、こちらの方で住民

税非課税の対象の方に申請書等を郵送するように今のところ検討しております。ただし、令和3年度1月以降に家計が急変された方につきましては、こちらの方では判断が付きませんので、そういう方につきましては町の広報等とか、ホームページ等利用しまして、周知を図っていきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

となると、そういった方たちの世帯の予算、全体で1,895億円ですよね、国が予算化してるのがですね。その中の4,100万円ということで、その中に全てそういった方たちも含まれてるということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

令和2年度の課税状況しか、まだこの予算を算定するときには資料としてありませんでしたので、そちらの数字に倍率を少し掛けさせていただきまして、予算に膨らみを持たせて計上させていただいております。以上です。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

新型コロナに関して様々な国の支援制度とかがあって、今までも申請してから実際に給付されるまでに、いろんな制度の中で非常に時間がかかるというような報道もなされておりますが、ちなみに今回のこの新しい制度で、今おっしゃったような令和3年1月から家計が急変されたというような方が申請をします。そして審査をして、支給が決定されて、実際に来るっていうところまでに大体どのくらい、非常に長くかかるのか、例えば町として何か月以内には支給しようというような何か目標なりを立てていらっしゃるのか、この辺りはどのようなお考えでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

できるだけ早い時期に申請を行いたいというふうには考えておりますが、やはり制度が浸透して、実際に家計が急変された方が提出をされて、月末で締め切りをさせていただいて翌月の支払いということで考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

所管の方は退席願います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

健康保険課分の提案理由の説明をお願いします。

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

皆様こんにちは。早速ですけれども、健康保険課所管分の主なものにつきまして長与町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明をいたします。

まず歳入でございます。説明書の6、7ページをお開きください。14款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金4,702万8,000円、こちらは新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保に係る国庫補助金でございます。15款県支出金2項県補助金3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金7万円は骨髄等移植ドナー支援事業に対する補助金で、対象経費の2分の1を県が補助するものでございます。次に歳出の御説明をいたします。12、13ページをお開きください。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費19節扶助費14万円は骨髄等移植ドナーに対する支援として、休業等による経済的負担を軽減するため1日につき2万円を7日を上限に助成をするものでございます。2目感染症予防費1節報酬343万8,000円は集団接種時の事務員、看護師の報酬でございます。3節職員手当等946万5,000円は職員の時間外手当でございます。14、15ページをお開きください。12節委託料2,297万6,000円は既存の健康管理システム改修の委託料、コールセンターや集団接種時のスタッフの派遣に係る委託料、また会場設営に係る委託料等でございます。以上が今回の補正の主な内容でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出どちらからでも結構です。質疑はありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

予算そのものよりも、12、13ページの職員手当、時間外勤務手当のところ、今かなり負担が掛かっていると思うんですね、職員たちにも。もう仕方ないって言えば仕方ないんですけど、緊急時なので。その辺のかなり時間外手当が多いと思うんで、皆さんのケアはどのように考えておられますか。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

こちらの時間外手当につきましては、もちろんコロナ対策室の時間外手当も入ってるんですけども、応援の職員をかなり広く募集をしております、こちらの職員の時間外手当というのが主でございます。広く募集をかけたところ30名から40名ほどの職員が御協力をいただけるということでしたので、1人頭約3回から4回程度の出勤にとどまっておりますので、その辺で負担を軽くしようかなとしておるところでございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

歳入で言えば14款2項3目のところなんですけれども、この国庫補助金っていうのはいつまでの分というか、コロナワクチン接種のどの程度の分までとかいうそういった縛りというか、いわゆる積み上げですよ、向こうが来ている、その期限というのはいつまでかっていうのは分かりますでしょうか。それと続けて、歳出のところでは委託料の中に会場設営委託料っていうのがございますが、この間全員協議会でも説明があった際にちょっと質問はしたんですけども、集団接種を想定した会場設置使用料だと思うんですけども、この設置使用料でいわゆるどの部分を集団接種で行おうと考えているのか。本会議場でも職場接種っていうのが、いろいろと課長答弁があったんですけども。ちょっと昨日ぐらいの報道を見ていると、あくまでも大企業を対象とした職場接種がまだメインみたいなんです。ということは町内ではそういった企業はありませんので、ということも含めて、この2点お尋ねします。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

まず1点目の国庫補助金の分なんですけれども、こちらにつきましては概ね9月までの分ということで上限を設定されておりますので、概ね9月分と。で、令和3年度の分につきましては、また4月から8月の間に所要額の見込みの調査がありまして、その間にまた上限の通知があると、そういうふうに予定をされておるようでございます。集団接種の会場設営委託につきましてはあくまで町が主催する集団接種、今、予定してます10月までの設置委託料ということで考えております。職場の接種につきましては、今おっしゃられたように基本大企業から始まりますので、そちらの委託、どんなふうにしてやるか、ちょっとこちらではまだ把握をしておりませんので、そちらについて町が何かしら関与するってことは今のところは考えてないということになっております。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

歳出12ページ、13ページの4款1項1目保健衛生費、骨髄等移植ドナー助成費、これが14万円上がっていると思います。歳入の方で7万円、県の補助金が上がっておりますが、これが今回計上された理由をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

長崎県の骨髄移植ドナー支援補助金というのが令和3年度から始まっておりまして、併せて長与町においてもこの骨髄のドナーの重要性というのはもちろん認識をしておりますので、それに併せて長与町の方でも助成制度を立ち上げようということで、今回、予算の計上させてもらってます。この骨髄ドナーの移植に至らない理由っていうのが仕事の都合という方がとても多くて、仕事の都合で受けられない方の休業のための補償ということでこの制度がありますので、そのための予算を計上させていただいております。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

ドナー、要するに提供者ですよ、それが今回令和3年度から始まったということなんですけど、これの本町におきまして、例えば申請ですね、申請書とか請求書とか、そういったものは様式的には作成されているんでしょうか。それとドナー登録、受け付けてというのが様々あると思うんですが、それは長与町の介護保険課の方の窓口でよろしいんでしょうか。それとドナー登録の場所が、新規ドナー登録の9割程度が献血会場で行われているっていうふうに、全国的になっているんですが、その辺り本町では、役場の前でいつもされてますかね、献血のバスが来て。その辺りどのようにされるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

まず、助成の様式等は要綱を定めておりますので、そちらで様式等を定めております。ただ、ドナーの受け付けに関しては町では受け付けておりませんので、私がちょっと分からないんですけども、町では受け付けはしておりません。で、献血のときもドナー登録の受け付けというのはやってない状況です。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

ドナーの登録の受け付けはこちらではやっていない。となると長崎県の西彼保健所に、管轄としては1市2町はなるわけですよ。その辺りなのかなというふうに思います。あとから教えていただければ。それで、例えばこの14万円というのは1回お休みしたら2万円付くわけですよ。それが7日間で14万円、1人分ということなんですけど、

その辺りこの金額で果たして大丈夫なのか、その辺りいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

今回は1日2万円の7日分で14万円の1人分を計上しておりますけれども、事前に県に尋ねたところ年に1人いるかないかというところでしたので、1名分ということで計上しております。当然、2名、3名と来られた場合には補正予算等で対応しようと思っております。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

本議案に係ります討論、採決は、全ての質疑が終わったあとに行います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

本常任委員会に付託を受けました議案第38号令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

それでは、議案第38号令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明をさせていただきます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、保険事業勘定におきまして既定の予算総額に歳入歳出それぞれ168万9,000円を追加いたしまして、補正後の総額を29億436万4,000円とするものでございます。内容につきましては、補正予算に関する説明書により御説明をさせていただきます。説明書の6、7ページをお開き願います。

まず歳入でございますが、3款2項4目保険者機能強化推進交付金417万7,000円につきましては、高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止及び給付費適正化に資する取り組みに対する交付金の額の確定によるものでございます。5目介護保険保険者努力支援交付金459万5,000円は、総合事業、包括的継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、及び認知症総合支援事業に係る取り組みに対する交付金の額の確定によるものでございます。次に、7款2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の確定に伴いまして、その受入額を地域支援事業費に充当するため、今回の歳出補正予算計上額との差額分708万3,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。10、11ページをお開き願います。3款1項介護予防・生活支援サービス事業費、それとその下の2項一般介護予防事業費につきましては、歳入のところで御説明をいたしました介護保険保険者努力支援交付金を当該事業費に充当することによる財源組替でございます。3項包括的支援事業・任意事業につきましては、1目地域包括支援センター運営費は、職員の出産、育児休業によります代替職員に係る人件費及び通勤手当と、保険者機能強化推進交付金充当によります財源組替、4目包括的・継続的ケアマネジメント事業費から9目任意事業費までにつきましては、保険者機能強化推進交付金及び介護保険、保険者努力支援交付金の充当によります財源組替でございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。

歳入歳出どちらでも結構です。質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

昨日の同僚議員の質問の説明の中で、この保険者努力支援交付金の財源組替、一般会計に繰り替えですね。これは一般会計に一旦戻して、で、また市町村の査定によってそれぞれ執行ができるというようなことを御説明をされていましたが、その辺りをもう少しどのように今後予定されているのか、その辺りちょっとお聞かせください。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

今回、歳入の中で2つの交付金が確定をしたことによりまして、補正予算案は計上させていただいてるんですけども、このうち保険者機能強化推進交付金につきましては、高齢者の自立支援、介護予防重度化防止、給付費適正化事業など、それに関する人材確保であったりとか、その事業に対する取り組み、そういったものに充当することができるんですけども、その中で、一般会計の方に繰り出しをして、介護予防に資するものであったり、高齢者の自立支援であったり、そういったものに資する目的に関する事業に対しての活用ができるというふうになっております。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私も本会議の中で同僚議員とのやり取りを聞いてたんですが、私も正直、メモはしたんですけども、ちょっと理解が不足しておりまして、申し訳ないんですが、もう少しかみ砕いて御説明いただけないかなと。地域支援事業の評価に対して云々とか、包括支援

云々で、国の評価基準で加点云々というようなことだったと思うんですが、もう少し委員会の中で詳しく、なるべくかみ砕いて御説明いただければありがたいんですが。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

まず、保険者機能強化推進交付金と努力支援交付金につきましては国の方でその年度の予算額というのが定まっております。それに対して人口規模別に区分分けがしてありまして、そこに対して予算額の配分があるんですけれども、その配分額が、またどちらの交付金も指標がありまして、それに対して評価をそれぞれの自治体で行います。それで点数が出てくるんですけれども、その点数に応じてその予算が按分されて配分されるというふうな仕組みになっています。保険者機能強化推進交付金の方につきましては、介護保険事業の中でやっております地域支援事業費以外に市町が独自で行っている特別給付、または保健福祉事業、こういったものに対して活用することができるということになっておりますので、保険者機能強化推進交付金につきましては、そういった保健福祉事業、こういったものを一般会計の方で行う場合には、一般会計の方に繰り出しをしてその事業に活用していいですよということになっているということでございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

そうしたら、例えば町独自の施策を取り組もうというときにも活用できるということですので、今後そういったものを取り組む計画は既にあるのか、それとも今後進めていくのか。それから虚弱、フレイルですね、そういったものも何か考えてらっしゃるのか、概略で結構ですのでお聞かせいただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

町の方でまず検討したのが、健康保険課の方で行っております健康ポイント事業というのがありますけども、あれが健康づくりであったり、介護予防に繋がるということで、そういった事業の方に活用できないかということで、1回国の方に問い合わせをしたことがあります。そのときの国の回答が、それは対象にならないというようなことだったんですけど、ただ介護予防とかには活用ができるというふうになってるんですけれども、こちらの方では活用できるんじゃないかと思ってても、ちょっとできないような部分があるものですから、実は今年度ぐらいから、これについてはそれに活用しようかなと思ってたんですけど、回答でできないってことだったものですから、今回またほかにいろんな事業ができないかということは検討をしている状況でございます。よその県内の状況につきましても、先月末頃にちょうど調査があったものですから、それについて県内

の市町の状況も出てきたものですから、そういったものも参考にさせていただきながら、長与町に合ったものということで検討してまいりたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

同じく、介護保険保険者努力支援というところで、国の方が高齢者の方たちの入院とか終わったあとに、なるべく自宅で介護してもらおうというところで、在宅医療の方針が今どんどん推進されていると思うんですが、この在宅医療に伴い24時間地域循環型サービスというのは各市町で少しずつですが進んで、長崎県でもいろんな所の市町してますが、今、24時間介護、要するに医師、看護師、介護士、全て行政と協力して、今やりつつありますが、その辺りはどのようにお考えになってますでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

介護サービスの中に確かに24時間対応型の介護サービスというのがあります。どこがされてるかちょっと詳しく把握してないんですけど、恐らく長崎市とかされてるのかもしれないんですが、長与町も今のところ検討というか、そういった所があればということでは考えています。ただ医療機関が、あくまでも介護サービスですので、医療機関がそこに入ってるのかどうかはちょっと定かではないんですが、こちらの方で思っていたのは24時間対応型の介護サービスというのは長与町内に無いものですから、そういったことについてどうにかできないかなということちょっと考えているところです。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本議案についての討論、採決は、全ての質疑が終了後に行います。

所管の方は退席願います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会に戻します。

これから各議案の討論、採決を行います。まず議案34号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に関し討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条

例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、議案第35号長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例に関し、討論を行います。まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

いずれでも結構です討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、第37号令和3年度長与町一般会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

これから討論を行います。まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号令和3年度長与町一般会計補正予算(第1号)の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第38号令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件の討論を行います。まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長(金子恵委員)

休憩を閉じて、委員会を再開します。

これで本委員会に付託されました議案の審議は全て終わりました。

委員長報告に関しましては、委員長一任でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では改めまして、今朝言っておりました所管事務調査に関して、本日審査をいたしました。その中で引き続き所管事務調査をやりたいという部分が出てきましたら、会期はまだありますので行いたいと思いますが、どうでしょうか。

なければもう、今回は無しということでもいいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、今後2年間ありますので、その中でまた所管事務調査の方は考えていきたいというふうに思います。

本日の委員会は全て終わりました。本日はこれで閉会します。皆様お疲れさまでした。

(閉会 11時56分)